

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月13日

埼玉県公安委員会委員長 野瀬清喜

埼玉県公安委員会規則第2号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「2通」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の選任の届出書には、次の各号に掲げる者の別に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 安全運転管理者

ア 選任された者の住民票の抄本又は運転免許証等（選任された者が本人であることを確認するに足りる公的機関が発行した書類で氏名、生年月日及び住所が確認できるものに限る。）の写し（以下これらをこの項において「本人確認書類等」という。）

イ 選任された者の運転管理経歴を証明する書類（公安委員会が行う教習を修了した者にあつては修了証書の写し。以下この項において同じ。）

ウ 自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第29条第1項第4号に規定する書面で、選任された者の運転記録の証明に関する事項を記載したもの（以下この項において「運転記録証明書」という。）

(2) 副安全運転管理者

ア 本人確認書類等

イ 選任された者の運転管理経歴を証明する書類又は自動車安全運転センター法第29条第1項第4号に規定する書面で、選任された者の運転免許に係る経歴の証明に関する事項を記載したもの（以下この項において「運転免許経歴証明書」という。）（運転免許経歴証明書を添付しようとする者が現に自動車の運転免許を受けているときは、その運転免許証の写しをもって運転免許経歴証明書に代えることができる。この場合において、前記アの本人確認書類等として運転免許証の写しを添付する者にあつては、このイの規定に基づく運転免許証の添付は要しないものとする。）

ウ 運転記録証明書

第11条第3項中「あつた」を「あった」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「あつた」を「あった」に改め、同項第1号中「届出者の住所、名称若しくは氏名又は」を削る。

別記様式第9及び別記様式第9の2を次のように改める。

新規	変更	解任	修正	※ 事業所コード									

安全運転管理者に関する届出書

年 月 日

埼玉県公安委員会殿

届出者(使用者、代理人等)名称または氏名 ㊟

届出事項
安全運転管理者を選任
安全運転管理者を解任
届出事項を変更
 事業所の名称 代表者氏名 位置(住所)
 安全運転管理者の氏名(改姓 改名)
 安全運転管理者の地位

住 所

(電話 ())

選任年月日	年 月 日	使 用 の 本 拠	事業所の称	(ふりがな)												
安全運転管理者現住所			代表者氏名													
安全運転管理者氏名	(ふりがな)		位 置 (住 所)													
資格要件	生年月日 年 月 日 (歳) <input type="checkbox"/> 運転管理2年以上 <input type="checkbox"/> 公安委員会の認定 <input type="checkbox"/> 公安委員会の教習を終了 運転管理1年以上		業 種 別 別 コ ー ド	裏面業種別コード表から該当するコード番号及び()内に具体的な業種を記入のこと。 ()												
免許証番号		使 用 の 本 拠 に お け る 自 動 車 	自動車台数	乗 用		貨 物				大型特殊	小型特殊	大型二輪	普通二輪	計		
職務上の地位	使用者(社長) 所長(部長) 課長(係長) 主任(班長) 係		運転者数	大型	中型	準中型	普通	軽	大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特
安全運転管理者の勤務態様	勤務 日勤 隔日 その他() 補助者の有無 なし あり () 名	マイカー	普通乗用等		大型自動二輪		普通自動二輪		原付	自転車						
安全運転管理者の経歴	勤務期間	勤務所名	職名	従業員数 人												
	自 . . . 至 . . .			前 安 全 運 転 管 理 者	解任年月日	年 月 日										
	自 . . . 至 . . .				氏名											
※ 公安委員会の認定年月日	年 月 日	解任理由 転任 退職 死亡 解命 任命 その他														

備考
(届出事項変更の際は変更前情報を記載)

- (注) 1 ※印は記入しないこと。
 2 新規、変更、解任又は修正のうち、該当する届出を○で囲むこと。
 3 事業所の移転に伴う届出は、警察署の管轄区域内での移転にあっては事業所の位置(住所)変更の届出を、警察署の管轄区域外への移転にあっては移転前の住所地を管轄する警察署への解任の届出及び移転先の住所地を管轄する警察署への選任の届出をすること。
 4 該当する□にレ印を付すること。

業種別コード表

(表)

産業名	コード	具体的業種	産業名	コード	具体的業種
農業	01	果樹、樹園、温室栽培、フレーム栽培、畜産、養蚕、園芸、穀作、現作物農業	小売業	43	百貨店、スーパーマーケット
	林業	05		園芸サービス、農耕サービス、畜産サービス、獣医業	44
漁業		06	育林、木炭製造、育林サービス、種苗生産サービス	45	酒、調味料、食肉、卵、鮮魚、乾物、野菜、果実、茶、パン、菓子、米穀、牛乳、料理品、豆腐、かまぼこ等
	鉱業	07	狩猟	46	飲食店、食堂、レストラン、料理店、そば、うどん、寿司、料亭、バー、キャバレー、喫茶店
08		漁業	47	自動車、自転車、バイク	
09		水産養殖(のり、かき、わかめ、真珠等)	48	家庭用機械器具、家庭用電気機械器具、家具、建具、畳、金物、荒物、陶磁器、ガラス器	
建設業	10	金属鉱業	金融	49	医療品、化粧品、農耕用品、肥料、飼料、ガソリンスタンド、燃料、書籍、文具、新聞、紙、骨董品、スポーツ用品、玩具、楽器、写真機、時計、眼鏡、たばこ、花、植木、苗、種子
	11	石炭鉱業		50	銀行、信託
	12	原油、天然ガス鉱業		51	農林、水産
製造業	13	非金属鉱業(採石、砂、砂利、玉石、石灰石、粘土等採取を含む)	保険業	52	相互銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、金融公庫
	14	一般土木建築工事、土木工事、舗装工事、建築工事、木造建築		53	短資業、手形交換、保証協会、証券金融
	15	大工、瓦職、土工、コンクリート工事、左官、内装工事、タイルブロック工事、鉄骨工事、レンガ、塗装、建具、屋根等		54	投資業
食品	16	電気配線、信号装置工事、衛生設備、冷暖房設備、井戸ポンプ工事、給排水工事、昇降設備、管工事、機械器具設備、さく井工事等	不動産業	55	証券業、商品取引業、証券取引所
	17	畜産食料品、乳製品、ハム、ソーセージ、パン菓子、精米麦、漬物、しょう油、味噌、砂糖、酒、ビール、油、飼料、缶詰、ビン詰等		56	保険業、共済事業等
	18	製茶、製水、水餃、豆腐、油揚げ、麺類、こうじ、もやし、コーヒー、たばこ		57	保険代理業、保険サービス
繊維	19	製糸、紡績、織物、メリヤス、靴下、手袋、染色、綱製造、製綿等	運輸	59	建売業、土地売買業、不動産管理業、貸家業、土地賃貸業
	20	洋服製造、作業服、学生服、下着、帽子、和装製品、足袋、ネクタイ、寝具、蚊や、刺しゅう、ハンカチーフ、スカーフ、マフラー、毛皮等		60	鉄道
	21	製材、ベニヤ板、屋根板、たる、桶、チップ、下駄、竹藪製品		61	一般旅客
木材	22	家具、マットレス、建具、仏具、日よけ、びょうぶ	通信業	62	一般貨物、通運業
	23	家具、マットレス、建具、仏具、日よけ、びょうぶ		63	水運業
	24	バルブ、板紙、手すき和紙、ダンボール、ふすま紙、壁紙、セロファン等		64	航空運輸
紙加工	25	新聞業、出版、製本、写真製版、植字、木版、銅版等	電気ガス水道熱供給業	65	倉庫業
	26	化学肥料、ガス、塩、プラスチック、ゴム、石けん、化学繊維、インキ洗剤、医薬品、農薬、香料、化粧品、接着剤、写真感光材等		66	運輸に付帯するサービス業
	27	石油精製、潤滑油、コークス、練炭、舗装材料		67	郵便業、電信、電話業、有線放送電話業
ゴム製品	28	ゴム製はきもの、プラスチック製はきもの、ゴムホース、ゴムベルト、タイヤ、チューブ	68	電気業(発電、変電、その他電気事業所)	
	29	革靴、カバン、袋物、毛皮、皮手袋等	69	ガス業(ガス製造、ガス供給、その他ガス事業所)	
	30	板ガラス、ガラス容器、セメント、生コン製造、かわら、陶器、タイル、レンガ、ほうろう鉄器、人造宝石、石綿、石こう、石灰	70	水道業(上・下水道)	
鉄鋼	31	メッキ鋼管、ブリキ、鋳物、伸鉄	熱供給業	71	熱供給業
	32	銅、亜鉛、貴金属、ニッケル、アルミの精錬、精製業、圧延、伸銅品、電線、ケーブル、核燃料		72	物品賃貸業(建設用機械、事務用品、レンタカー、映画、スポーツ用品等)
	33	ブリキ缶、洋食器、刃物、工具、農機具、冷暖房装置、ガス機器、ボルト、ナット、釘、スプリング、メッキ		73	旅館、宿泊所、下宿業
一般機械器具	34	エレベーター、エスカレーター、ボイラー、タービン、農業用機械、トラクター、各種機械、ポンプ、ミシン、消火器具、ピストンリング等	74	警備業、家事サービス	
	35	発電機、変圧器、電球、照明器具、ラジオ、テレビジョン、音器、レントゲン装置、電子計算機、電池等	75	クリーニング業、理容業、美容業、浴場業	
	36	自動車及び部品、鉄道車両、自転車及び部品、船、航空機等	76	写真業、物品預かり、葬儀、火葬、墓地管理、古綿打直し	
精密機械器具	37	眼鏡、時計、医療用機械、光学機械、はかり、温度計、圧力計、測量機等	77	映画業	
	38	銃、薬きょう	78	劇場、興業団、ゴルフ場(練習場含む)、競輪場、競馬場、スポーツ施設、競走場、運動競技場、公園、遊園地、パチンコ、マージャン、芸妓場等	
	39	貴金属、宝石、楽器、レコード、玩具、人形、ペン、鉛筆、絵画、万年筆、毛筆、装飾品、ボタン、漆器、帽子、畳、ホウキ、マッチ、煙火、かつら、花器、ビン、看板、標識	79	公共放送業、民間放送業、有線放送業	
卸売業	40	繊維原料、衣服、下着、寝具、靴、カバン、農畜産物、水産物、食料、飲料、医薬品、化学製品、鉱物、金属材料、機械、部品	80	自動車整備業、駐車場、自動車タイヤ修理業	
	41	木材、竹材、セメント、板ガラス、家具、建具、畳、空ビン、空カン、鉄スクラブ、古紙、金物、スポーツ用品、たばこ	81	その他修理業(機械、電気機械器具、家具、表具、時計、自転車等)	
	42	代理商、仲立業	82	協同組合(農業、漁業、森林)	
公務	その他		83	情報サービス、ニュース供給、興信所、広告代理、屋外広告	
			84	その他サービス(速記複写、商品検査、建築サービス等)	
			85	専門サービス(法律、特許、公証人役場、会計士、税理士、司法書士、個人教授所、経営コンサルタント等)	
その他			86	医療業、病院、診療所、保健所、健康相談施設	
			87	清掃業、廃棄物処理業	
			88	宗教	
その他			89	学校、幼稚園、各種学校、学習塾、公民館、図書館、職業訓練施設等	
			90	社会保険、社会福祉、老人福祉、介護事業、身障事業、保育所	
			91	学術研究機関	
その他			92	政治、経済、文化団体	
			93	その他のサービス	
			94	外国公務	
その他			95	国家事務	
			96	地方事務	
			97	分類不能の産業	
その他			98		
			99		

(注)上記の具体的業種は一部を掲載したものであり、該当する具体的業種がない場合には類似する業種コードを記入すること。

新規	変更	解任	修正	※ 事業所コード									



副安全運転管理者に関する届出書

年 月 日

埼玉県公安委員会殿

届出者(使用者、代理人等)名称または氏名 Ⓜ

住所

届出事項
副安全運転管理者を選任
副安全運転管理者を解任
届出事項を変更
事業所の名称 代表者氏名 位置(住所)
副安全運転管理者の氏名(改姓 改名)
副安全運転管理者の地位

(電話 () () ())

選任年月日	年 月 日	使用の本拠の事業所の名称	(ふりがな)														
副安全運転管理者現住所			代表者氏名														
副安全運転管理者氏名	(ふりがな)	使用の本拠の位置(住所)	(男・女)														
資格要件	生年月日 年 月 日 (歳)		業種別コード	裏面業種別コード表から該当するコード番号及び()内に具体的な業種を記入のこと。 ()													
免許証番号	<input type="checkbox"/> 運転管理1年以上 <input type="checkbox"/> 公安委員会の認定 <input type="checkbox"/> 運転3年以上	使用の本拠における自動車台数等	乗用				貨物				大型特殊	小型特殊	大型二輪	普通二輪	計		
職務上の地位	使用者(社長) 所長(工場長) 部長(課長) 課長(係長) 主任(班長) 係		自動車台数	大型	中型	準中型	普通	軽	大型	中型	準中型	普通	軽	大型特殊	小型特殊	大型二輪	普通二輪
安全運転管理者の勤務態様	勤務 日勤 隔日 その他() 補助者の有無 なし あり ()名	運転者数	免許種別	大型一	大型二	中型一	中型二	準中型一	準中型二	普通一	普通二	大特一	大特二	大白二	普白二	小特	計
副安全運転管理者の経歴	勤務期間 勤務所名 職名	マイカー通勤車両	普通乗用等 大型自動二輪 普通自動二輪 原付 自転車														
※公安委員会の認定年月日	年 月 日	従業員数	人														
備考 (届出事項変更の際は変更前情報を記載)	前安全運転管理者		解任年月日	年 月 日													
			氏名														
		解任理由	転任	退職	死亡	解命	任命	その他									

- (注) 1 ※印は記入しないこと。
 2 新規、変更、解任又は修正のうち、該当する届出を○で囲むこと。
 3 事業所の移転に伴う届出は、警察署の管轄区域内での移転にあっては事業所の位置(住所)変更の届出を、警察署の管轄区域外への移転にあっては移転前の住所地を管轄する警察署への解任の届出及び移転先の住所地を管轄する警察署への選任の届出をすること。
 4 該当する□印にレを付すこと。

業種別コード表

(表)

産業名	コード	具体的業種	産業名	コード	具体的業種
農業	01	果樹、樹園、温室栽培、フレーム栽培、畜産、養蚕、園芸、穀作、現作物農業	小売業	43	百貨店、スーパーマーケット
	林業	05		園芸サービス、農耕サービス、畜産サービス、獣医業	44
漁業		06	育林、木炭製造、育林サービス、種苗生産サービス	45	酒、調味料、食肉、卵、鮮魚、乾物、野菜、果実、茶、パン、菓子、米穀、牛乳、料理品、豆腐、かまぼこ等
	鉱業	07	狩猟	46	飲食店、食堂、レストラン、料理店、そば、うどん、寿司、料亭、バー、キャバレー、喫茶店
08		漁業	47	自動車、自転車、バイク	
09		水産養殖(のり、かき、わかめ、真珠等)	48	家庭用機械器具、家庭用電気機械器具、家具、建具、畳、金物、荒物、陶磁器、ガラス器	
建設業	10	金属鉱業	金融	49	医療品、化粧品、農耕用品、肥料、飼料、ガソリンスタンド、燃料、書籍、文具、新聞、紙、骨董品、スポーツ用品、玩具、楽器、写真機、時計、眼鏡、たばこ、花、植木、苗、種子
	11	石炭鉱業		50	銀行、信託
	12	原油、天然ガス鉱業		51	農林、水産
製造業	13	非金属鉱業(採石、砂、砂利、玉石、石灰石、粘土等採取を含む)	保険業	52	相互銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、金融公庫
	14	一般土木建築工事、土木工事、舗装工事、建築工事、木造建築		53	短資業、手形交換、保証協会、証券金融
	15	大工、倉庫、土工、コンクリート工事、左官、内装工事、タイルブロック工事、鉄骨工事、レンガ、塗装、建具、屋根等		54	投資業
食品	16	電気配線、信号装置工事、衛生設備、冷暖房設備、井戸ポンプ工事、給排水工事、昇降設備、管工事、機械器具設備、さく井工事等	不動産業	55	証券業、商品取引業、証券取引所
	17	畜産食料品、乳製品、ハム、ソーセージ、パン菓子、精米麦、漬物、しょう油、味噌、砂糖、酒、ビール、油、飼料、缶詰、ビン詰等		56	保険業、共済事業等
	18	製茶、製水、水餃、豆腐、油揚げ、麺類、こうじ、もやし、コーヒー、たばこ		57	保険代理業、保険サービス
繊維	19	製糸、紡績、織物、メリヤス、靴下、手袋、染色、綱製造、製綿等	運輸	59	建売業、土地売買業、不動産管理業、貸家業、土地賃貸業
	20	洋服製造、作業服、学生服、下着、帽子、和装製品、足袋、ネクタイ、寝具、蚊や、刺しゅう、ハンカチーフ、スカーフ、マフラー、毛皮等		60	鉄道
	21	製材、ベニヤ板、屋根板、たる、桶、チップ、下駄、竹藪製品		61	一般旅客
木材	22	家具、マットレス、建具、仏具、日よけ、びょうぶ	通信業	62	一般貨物、通運業
	23	家具、マットレス、建具、仏具、日よけ、びょうぶ		63	水運業
	24	バルブ、板紙、手すき和紙、ダンボール、ふすま紙、壁紙、セロファン等		64	航空運輸
化学	25	新聞業、出版、製本、写真製版、植字、木版、銅版等	電気ガス水道熱供給業	65	倉庫業
	26	化学肥料、ガス、塩、プラスチック、ゴム、石けん、化学繊維、インキ洗剤、医薬品、農薬、香料、化粧品、接着剤、写真感光材等		66	運輸に付帯するサービス業
	27	石油精製、潤滑油、コークス、練炭、舗装材料		67	郵便業、電信、電話業、有線放送電話業
ゴム製品	28	ゴム製はきもの、プラスチック製はきもの、ゴムホース、ゴムベルト、タイヤ、チューブ	サービス業	70	電気業(発電、変電、その他電気事業所)
	29	革靴、カバン、袋物、毛皮、皮手袋等		71	ガス業(ガス製造、ガス供給、その他ガス事業所)
	30	板ガラス、ガラス容器、セメント、生コン製造、かわら、陶器、タイル、レンガ、ほうろう鉄器、人造宝石、石綿、石こう、石灰		72	水道業(上・下水道)
鉄鋼	31	メッキ鋼管、ブリキ、鋳物、伸鉄	その他	73	熱供給業
	32	銅、亜鉛、貴金属、ニッケル、アルミの精錬、精製業、圧延、伸銅品、電線、ケーブル、核燃料		74	物品賃貸業(建設用機械、事務用品、レンタカー、映画、スポーツ用品等)
	33	ブリキ缶、洋食器、刃物、工具、農機具、冷暖房装置、ガス機器、ボルト、ナット、釘、スプリング、メッキ		75	旅館、宿泊所、下宿業
一般機械器具	34	エレベーター、エスカレーター、ボイラー、タービン、農業用機械、トラクター、各種機械、ポンプ、ミシン、消火器具、ピストンリング等	その他	76	警備業、家事サービス
	35	発電機、変圧器、電球、照明器具、ラジオ、テレビジョン、音器、レントゲン装置、電子計算機、電池等		77	クリーニング業、理容業、美容業、浴場業
	36	自動車及び部品、鉄道車両、自転車及び部品、船、航空機等		78	写真業、物品預かり、葬儀、火葬、墓地管理、古綿打直し
精密機械器具	37	眼鏡、時計、医療用機械、光学機械、はかり、温度計、圧力計、測量機等	その他	79	映画業
	38	銃、薬きょう		80	劇場、興業団、ゴルフ場(練習場含む)、競輪場、競馬場、スポーツ施設、競走場、運動競技場、公園、遊園地、パチンコ、マージャン、芸妓場等
	39	貴金属、宝石、楽器、レコード、玩具、人形、ペン、鉛筆、絵画、万年筆、毛筆、装飾品、ボタン、漆器、帽子、畳、ホウキ、マッチ、煙火、かつら、花器、ビン、看板、標識		81	公共放送業、民間放送業、有線放送業
卸売業	40	繊維原料、衣服、下着、寝具、靴、カバン、農畜産物、水産物、食料、飲料、医薬品、化学製品、鉱物、金属材料、機械、部品	その他	82	自動車整備業、駐車場、自動車タイヤ修理業
	41	木材、竹材、セメント、板ガラス、家具、建具、畳、空ビン、空カン、鉄スクラップ、古紙、金物、スポーツ用品、たばこ		83	その他修理業(機械、電気機械器具、家具、表具、時計、自転車等)
	42	代理商、仲立業		84	協同組合(農業、漁業、森林)
公務	その他	その他	その他	85	情報サービス、ニュース供給、興信所、広告代理、屋外広告
				86	その他サービス(速記複写、商品検査、建築サービス等)
				87	専門サービス(法律、特許、公証人役場、会計士、税理士、司法書士、個人教授所、経営コンサルタント等)
その他	その他	その他	その他	88	医療業、病院、診療所、保健所、健康相談施設
				89	清掃業、廃棄物処理業
				90	宗教
その他	その他	その他	その他	91	学校、幼稚園、各種学校、学習塾、公民館、図書館、職業訓練施設等
				92	社会保険、社会福祉、老人福祉、介護事業、身障事業、保育所
				93	学術研究機関
その他	その他	その他	その他	94	政治、経済、文化団体
				95	その他のサービス
				96	外国公務
その他	その他	その他	その他	97	国家事務
				98	地方事務
				99	分類不能の産業

(注)上記の具体的業種は一部を掲載したものであり、該当する具体的業種がない場合には類似する業種コードを記入すること。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の埼玉県道路交通法施行細則別記様式第9及び別記様式第9の2による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。